

総務常任委員会

平成23年11月24日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○宮崎 和彦	中西 和夫
坂口 徹	飯高 昭二	木澤 正男
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中西委員、坂口委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 おはようございます。本日の総務常任委員会、委員の皆様には早朝からご出席賜りまして、ありがとうございます。特に継続審査の関係につきましては、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、特に中宮寺史跡等については発掘が終わり、これからの中宮寺史跡を巡る整備の関係等について、今、検討委員会等で審議をしております。その関係等については、担当から詳しく説明します。

また、11月臨時会の付議予定議案、特に人勧の関係で、県が人勧を実施するという事の中で、斑鳩町の一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてということで改定をしていきたい、遡及を含んでですね、改定をしたいということで、ひとつご協力のほどお願いいたします。また、12月5日から行われる予定の12月定例会の付議予定議案の関係、特に暴力団排除条例について、この関係につきましては、先日の建設水道常任委員会でもご報告を申しあげました。あるいは斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、あるいは特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、この関係等について、また担当から詳しく説明させますので、よろしくご指導のほどお願いしたいと思います。また、各課報告事項につきましては、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱の見直しについて、かねがね議会の議員の皆さん方からもご指摘がありましたように、12月議会にその関係等については整理をしてはかっしていきたいということで、進めてまいった関係等について説明をさせます。また、台風12号に係る災害支援について、特に台風12号、9月2日、3日、4日等に係る関係

については、十津川村、あるいは五條の大塔町、あるいは野迫川、あるいはまた天川、あるいはこの関係についての支援の関係等について、斑鳩町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する条例について、斑鳩町体育指導委員の服務に関する規則の一部を改正する規則について、すこやか斑鳩・スポーツセンター開放事業要綱の一部を改正する要綱について、斑鳩町青少年野外活動センターについて、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、その関係等についてはまた担当から詳しく説明させますので、よろしくご審議の程お願いしたいと思います。以上でございます、よろしくお願いいたします。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中西委員、坂口委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申しあげます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

11月3日から11月29日までを会期として、現在、秋季特別展第2回国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展を開催しております。また史跡藤ノ木古墳の秋季石室特別公開を11月5日と6日の2日間、開催いたしました。両日とも雨模様でありましたが、1,171名の見学者がございました。また、町内の小学4年生から6年生とその保護者を対象としたこども鏡づくり教室につきましては、11月19日（土）午後1時より、17組34名の参加を得て実施をいたしました。熱心に磨いた後に鏡が光ると参加した小学生からは喜びの声があがっておりました。

次に、今年度の第2回目となる斑鳩町文化財活用センター運営委員会を

11月28日午前10時から開催し、秋季特別展の状況を視察していただくとともに、展示内容を中心とした来年度の文化財センターの事業計画案について、ご協議をしていただく予定をしております。

次に、去る11月17日に、斑鳩町文化財保護審議会を開催しまして、かねてより当町にとって貴重な文化財として調査をしてまいりました安田家文書についてご審議いただいたところ、その歴史的価値が評価され、町指定文化財への意見集約されたことから、指定への手続きといたしまして、12月15日開催予定の教育委員会にお諮りしまして指定を受けてまいりたいと考えております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。11月3日午後1時より開催いたしました史跡中宮寺跡シンポジウムにつきましては、各講師の先生方より貴重なご講演や、パネルディスカッションでの活発なご意見を賜ったところであります。当シンポジウムの内容も参考にした史跡中宮寺跡整備検討委員会を来月開催に向けて現在調整中であります。

次に、斑鳩町と小田原市との文化交流として斑鳩町への認識を深めていただくことを目的として、小田原市郷土文化館において、来年の2月25日から約1ヶ月間を会期として、上宮遺跡など町内の遺跡より出土した飛鳥時代の遺物を展示する「飛鳥時代の斑鳩と小田原」を開催する計画をしており、現在、準備を進めております。

次に、前回の本委員会にて、ご報告いたしました奈良県立橿原考古学研究所と中国の陝西省歴史博物館とが共催している日本考古展の随展員として、10月30日から11月6日までの期間の生涯学習課・平田を派遣いたしました。その報告によりますと日本の考古資料の展示会としては中国で初めての展示会ということでしたが、特に藤ノ木古墳の金銅製馬具などの展示の前では立ち止まる見学者も多く、藤ノ木古墳への関心も高かったということでもあります。

以上、簡単ではありますが斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告であります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 秋季特別展ですけども、当日、両日とも雨だったということも今、報告の中でおっしゃっていたんですが。この1, 171名というのは、前回やった時と比べてどういう数字になってくるのか、ちょっとその点だけ。

生涯学習
課長 昨年と比べまして、151名減でありました。

木澤委員 そのやるごとに中身は違いますんでね。リピーターの方なんかは繰り返して来ていただいている状況もあるのかなと思いますけども、そうした分析についてはまた半年に1回でしたかね、報告いただけるようになっているかと。

委員長 清水教育長。

教育長 今課長が説明をしてですね、1, 171名の見学者があったというのは、藤ノ木古墳の秋季石室公開の人員でございます。それが去年よりは雨模様ということもあって、151人減っているという報告でございます。秋季特別展、出土品の里帰り展、まだ開催中でございます。29日まで行っておりまして、また終わりましたら、12月のときにでも報告したいと思います。

委員長 また、12月の委員会でよろしくお願いします。
他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、2. 11月臨時会の付議予定議案についてを議題といたします。
11月臨時会において提案が予定されている議案について、あらかじめ

説明を受けることといたします。

(1) 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長

1 1月臨時会の付議予定議案、(1) 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。その改正内容につきまして、資料1の最終ページの要旨をもって説明をさせていただきます。最終ページの要旨をご覧ください。

平成23年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告は、去る平成23年9月30日に行われましたが、現在、国におきましては、今回の人事院勧告の実施を見送り、実施に必要な給与法改正案を国会に提出せず、平成25年度末まで給与を平均7.8%引き下げる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の成立を優先させるための審議を継続しております。

人事院勧告は、民間準拠により公務員給与を適切に決定することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものでございます。

このことから、当町におきましては、人事院勧告の意義と役割を深く認識し、従前から当町職員の給与改定について、人事院勧告に準拠することを基本とし、奈良県人事委員会の勧告や当町の実情を踏まえて所要の改正を行うものでございます。その概要は下記のとおりであります。

その改正内容についてであります。まず1点目は、「月例給」「給料表の改定」についてであります。

町職員給料表の平均改定率は△0.19%で、主に中・高年齢層の給料表の改定となっており、その中でも職務の級の低いほど引下げ率は低く、職務の級が高いほど引下げ率は高くなっており、引下げ額は400円から2,200円、平均で1,470円になっております。

次に2点目は年間給与での引き下げ分の調整であります。年間給与でみて、公務員と民間との均衡が図られるように、平成23年4月から11月までの月例給及び6月の期末・勤勉手当に係ります較差相当分の額を12

月期の期末手当で減額調整を行います。具体的な額で申しあげますと約13,000円から約19,000円、平均で約15,600円が減額調整となります。

次に、施行期日につきましては、本年12月1日からとしております。

なお、この条例の一部改正によります、人件費全体の影響額につきましては、年間給与での引き下げ分の調整で1,576,000円の減額となります。

なお、奈良県内では、4月からの格差相当額の減額調整は行わない自治体がありますが、これにつきましてはラスパイレス指数が低いこと、また、すでに給与の減額措置を実施されていることなどでございます。当町といったしましては、平成22年度のラスパイレス指数が97.5%で、奈良県内町村の中では一番高く、町村の平均は91.1%となっており、それを大きく上回っており、また給与の減額も行っていないことから、今回、人事院勧告に沿った給与改定を行うものであります。

このたびの当条例の一部改正につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給基準日であります12月1日の前日の11月30日までに公布されている必要がございますので、11月28日(月)の臨時議会に上程させていただきたいと考えております。

条例の一部改正の本文と新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず国が7.8%引き下げるといいう法案を通そうとしているということについては、非常にね、人勧自体も僕はあまりええものとは思ってないですけども、それを無視するやり方で非常に許せないなという思いがあります。その中でですね、今回0.19%引き下げるといいうことですけども、

まずこの全体の影響額はいくらになるのか、お尋ねをしたいと思います。

総務課長 先ほど説明の中で申しあげましたが、157万6千円でございます。

木澤委員 すみません、ちょっと聞きもらしてました。で、よその町村でも、引き下げを行わないところもあると、ラスパイレス指数が低いからという理由と、給与カット等をすでにされているというところがあるというふうにお聞きしますが、ちょっと私もよくわからないんですが、もし掴んでいたら教えてほしいんですが。お隣の三郷町なんかのラスパイレス指数はどういうふうになっていますかね。そして今回の人勧に対する対応というのは、どんなふうになっているのかお尋ねしたいんですけれども。

総務課長 初めに、三郷町のラスパイレス指数でございますが、94.5%でございます。それと、今回の人事院勧告の関係でございますが、給料表の改定の方は行われると、そして、4月からの調整については見送るということでは聞いております。

委員長 池田副町長。

副町長 三郷は今そうなっております、ただ、もう1点ございますのは、今現在民主党の方は7.8%の減額を出しております。対案として自民党と公明党、共同提案として、おそらく人事院勧告は実施して、向こうが言っているのはね、僕が言っているの違うで、人事院勧告としてなおかつ7.8%を減額、この対案を出しております。仮にこの対案が通ったならば、三郷町の方は人事院勧告の遡及の方は4月に遡って実施するという方向で聞いております。

木澤委員 この法案が国会でどうなるかという、その後の対応というのがありますが、そしたら今の段階ではいわゆる調整は行わないという方向なんですね、三郷町の方は。この問題っていうのは、私も人勧、給与等の引き下げが行われる中で、すでに遡っての遡及をするべきではないと、町の方

は調整をしているということで、説明はされてきてますけども、実態としては明らかに遡及をしないと、いうことで言うと、不利益は遡及しないという、法の趣旨にも反するというので、これまでずっと申しあげてきましたが、この件についてはそうしたやり方をしないところもね、新たに1月とか4月とか、という遡及をしない形で対応しているところもありますんで、斑鳩町としてもぜひそうした方向でですね、改善をしていただきたいなというふうに思うのと、あと、組合との話し合いというのは今回どういうふうにしたんですかね。

委員長 西本総務部長。

総務部長 まず、遡及はしないということでございますが、先ほど課長の説明にもありましたように、斑鳩町におきましては、その他の自治体につきましてはラスパイレス指数が低いということ、またすでに給与の減額措置もされているところがあるという中で、当町としましては97.5のラスパイレス指数があります。これは町村では一番高いラスパイレス指数でございます、町村の平均が91.1%ということですから、大きく上回っているという中でございます。また給与の減額につきましても、斑鳩町については行っていないという中で、人事院勧告に沿った形での給与改定を行いたいと考えております。そして遡及につきましては、これは国の見解ですけども、本来の生活給であります給与から遡って遡及をすることについては、やはり不利益が生じるということと言われておりますけども、期末手当でその遡及と言いますか、給与の調整分ですか、を引くのは遡及ではないと、特別給で引くのは遡及ではないというふうに見解が出ております。

今回もこの人事院勧告につきましては、4月に民間ベースでの国家公務員の給与と民間ベースの給与との比較をされております。この中で今まで民間では4月にすでに給与引き下げの改定をされている企業が多いわけでございますけども、公務員につきましては、この時期に約8ヶ月ないし、9ヶ月遅れての給与改定ということで、やはり4月から11月までの、民間企業より多くもらっている給与につきましては、今この時期に調整をす

るのがよいというふうに行われている中で、人事院勧告の中でも盛り込まれていると、給与の調整ということで、12月の期末・勤勉手当から調整を行うということで、盛り込まれたものでございますので、そういったご理解をいただきたいと思っております。

それともう1点、組合の方でございます。この組合につきましては、11月17日に交渉させていただきまして、昨年もそうでしたけども、一定の、この人事院勧告の給与の調整も含めまして、給与の引き下げにつきましては、理解を得ているところでございます。以上です。

総務部長 遡及かそうでないかと、国のほうも見解もあるということですが、最終的には裁判でもしない限りは、ここでどうだどうだと言いつつお互いに意見は違うものかなど、明らかに実態として私はやっぱり4月まで遡ってその分調整するということは、遡及しているものだというふうに、これは問題のあるやり方だというふうに。

委員長 池田副町長。

副町長 今、裁判の話されました。2年前にございました、2年前に遡及が初めてございました。給与の、この時全国の自治体、数件の自治労の方で裁判を起こされました。その裁判の中でも組合でね、ある県の自治労は皆敗訴されています。去年につきましては、どこともの自治体においてもそういう裁判はされませんでした。ということで、一定の裁判でも決着はついておると考えております。

木澤委員 私ちょっとその結果は知りませんでしたので、また私の方も今後調査させていただきたいというふうに思いますが。後ですね、組合の方から今回部長、理解はしていただいたというふうにおっしゃいましたが、交渉の際に今年度の交渉の中で、要望等は組合から出されたものはなかったのですか。

総務課長 今回の組合交渉におけます要望等の概要でございますが、まず1点目の

方なんですけども、休日勤務手当とか時間外勤務手当の実態の把握の関係、それと臨時職員の賃金の改定の関係、それと業務量に応じた職員の確保の関係、それと人事考課の方もですね、昇給、勤勉手当等への反映をしないというふうな要望がございました。

木澤委員　そしたらその組合の要望に対して、町はどういうふうにお答えをされたのですか。

委員長　小城町長。

町長　組合は、それは要望でございますので。今一番争点になっているのは、われわれ自治労からも町村会の方にも陳情を受けているのは、国が国家公務員として7.8%下げる、これについては、地方自治体としてはそれをしないようにやってほしいという自治労のご要望等はわれわれ町村会あるいは全国町村会等も聞いておりますけども、今現実に国会がこれからどういう状況になるのか、今、池田副町長が申されたように、今現在、民主党はそういう案を出してますけども、自民・公明は別の人事院勧告の関係もして、それから7.8%ということやってますから、この先は見ていかなければならないですし、当面はわれわれとしても、国家公務員としては、7.8%が通ったとしても、当面は自治体としてはそういうことについては、今、関与しないと思っております。

木澤委員　今いろいろお聞かせいただいて、私も調査をする中で、また最終的に判断をさせていただきたいというふうに思います。

委員長　ほかにございませんか。ないようでしたら、ちょっと私1点、質問させていただきたいんですけども。だいぶと前になると思いますねんけど、給料が上がっていく時代の時に、こういうふうなケースで遡られたというか、調整されたという経緯の中で、どうやったんかちょっと教えてほしいんですが。　西本総務部長。

総務部長 過去に給料ベースが上がった時には、当然遡って町も給与改定を行っており、その差額につきましても12月時期に支払ってきております。

委員長 わかりました。他にございませんか、他の委員さん。

(な し)

委員長 以上、11月臨時会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 12月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

12月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

まずはじめに、(1) 斑鳩町暴力団排除条例について、(2) 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、この2つの条例については、関連するものでございますので、一括して説明いただきたいと思っております。それでは、理事者の説明を求めます。

西本総務部長。

総務部長 それでは、12月定例会の付議予定議案としまして、(1) 斑鳩町暴力団排除条例について、(2) 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、一括で説明をさせていただきます。

この条例につきましては、12月議会に上程の予定でございますが、全庁的にかかわりますことから、3つの常任委員会において説明をさせていただき、議員の皆様にご理解をいただきたく、今回、12月定例会の付議予定議案として当委員会にも掲げさせていただいたものでございます。

それでは、まず、斑鳩町暴力団排除条例の制定に至る背景でございますが、資料2の斑鳩町暴力団排除条例についてをご覧いただきたいと思っております。暴力団は近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実体を隠蔽しながら、建設業、不動産業、金融・証券市場へと進出し、企業活動を偽装した一般社会での資金獲得活動を活発化させてきています。

こうしたなか、全国的に暴力団排除条例の制定に向けた取り組みが進められ、平成23年7月には奈良県において奈良県暴力団排除条例が施行され、また、10月には全国の都道府県でこの条例が制定されております。これを受けて県下各市町村においても、この条例の制定を行ってきており、当町においても、社会からの暴力団排除の気運を更に高めるべく、住民や事業者、そして町との連携を一層強化し、社会が一体となった取組みの充実と徹底を図り、暴力団の排除を推進する必要があるものと考えております。このことから、町民の安全で平穏な生活を実現するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、条例の内容につきまして説明させていただきます。後ろから2枚目に要旨を付けていますので、そちらをご覧くださいと思います。主な内容のところから説明させていただきます。

まず、1つ目、第1条関係でございますが、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものでございます。

次に、2つ目、第2条関係でございますが、本条例における用語の定義を規定したものでございます

次に、3つ目、第3条関係であります。本条例における基本理念でございます。 「暴力団の排除は、町民等が、暴力団が町内の事業活動又は町民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、町、町民等及び関係団体並びに県が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。」と規定をされております。

次に、4つ目、第4条関係でございますが、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するための町の責務について規定したものでございます。

次に、5つ目、第5条関係でございますが、暴力団の排除に関する町民等の役割の重要性に鑑み、第1項において町民の責務、第2項において事業者の責務、第3項において暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する町民等の責務について規定したものでございます。

次に、6つ目、第6条関係でございますが、町が実施する事務又は事業

が暴力団を利することとならないように、例えば、暴力団員や暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としないなど、町が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき町の責任を明らかにしたものであります。

次に7つ目、第7条関係でございますが、町が設置した公の施設が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認められる場合には、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例又は規則等の規定により、使用の承認を与えず、又は既に与えている承認を取り消す等の措置を講ずることができることを規定したものであります。

次に、8つ目、第8条関係であります。町長又は教育委員会等は、必要に応じて、暴力団員等であるかどうかについて、奈良県西和警察署長の意見を聞くことを規定しております。

次に、9つ目、第9条関係でございますが、町が町民等及び関係団体に対して、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図りながら取り組めるよう、暴力団の排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定したものでございます。また、町は町民等及び関係団体がその活動に安心して取り組めるよう、警察と緊密に連携し、安全の確保に配慮することを規定しています。

次に、10番目、第10条関係でございますが、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、町が広報活動及び啓発活動を行うべきことを規定したものであります。

次に、11番目、第11条関係であります。町が設置する中学校において、町若しくは教育委員会が、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育が行われるよう必要な措置を講ずることや青少年の育成に携わる者が青少年に助言、指導等の適切な措置を講ずることができるよう必要な支援又は協力を行うことを規定したものであります。

次に、12番目、第12条関係でございますが、債権の回収や紛争の解決等のため、町民等が暴力団の威力の利用を禁止することを規定したものでございます。

13番目に、第13条関係でございますが、町民等が、暴力団の活動の

助長や暴力団関係者へ金品その他の財産の提供等の利益供与を行うことを禁止したものでございます。

次に、第14条関係、14番目でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めることができる旨を規定したものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、斑鳩町暴力団排除条例（案）の説明でございます。

続きまして、資料3-1でございます。斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）につきまして、この総務常任委員会が所管いたします条例につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

斑鳩町暴力団排除条例に規定する施策のひとつに、公の施設からの暴力団の排除が定められております。これは、公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴力団の排除に関する活動の牽引役となるべき町として断じて阻止しなければならないとの判断で設けられたものであります。

この規定により、町が設置する公の施設のうち、町長若しくは教育委員会が使用の承認を行い、かつ、暴力団の活動に使用されるおそれのある施設について規定整備を行うもので、この関係条例の整備に関する条例では、11条までの11施設の条例改正を一括で整備することとしておりますが、この総務常任委員会に関連いたしますのは、まず第1条の斑鳩町立学校使用条例の一部改正、第2条の斑鳩町文化振興センター条例の一部改正、第3条の斑鳩町スポーツ施設条例の一部改正、それから第11条の斑鳩町消防コミュニティーセンター設置条例の一部改正でございます。

条文の主な内容といたしましては、町長が施設の使用を許可しないことができる事項に、「暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するおそれがあると認められるとき」を加えるとともに、それらの事由に該当することが判明した場合には、使用の許可の取り消し等ができることとするものであります。また、用語の統一といたしまして、「一に」を「いずれかに」に改める規定の整備も行うものであります。

また、施行期日でございますが、斑鳩町暴力団排除条例の施行日と同日

でございます平成24年4月1日から施行をするものであります。

なお、施行日前に申請を受けたものにつきましては、従前の取り扱いを行う経過措置規定を設けております。

以上が、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）のうち、総務常任委員会が所管いたします条例の説明とさせていただきます。

次に、この資料3-1の一番後ろに、資料3-2としまして、横の表1枚をつけております。タイトルが斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等一覧でございます。この資料をご覧いただきたいと思っております。この表の説明でございますが、斑鳩町暴力団排除条例や関係します各条例の施行に伴いまして、関係する規則や要綱等の改正につきましては、この条例等一覧のとおりでございますが、ここに掲げます規則、要綱においても改正する必要があるがございます。

このため、暴力団の活動に使用されるおそれのある公の施設について、また、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、町が実施する補助事業等から暴力団を排除するため、暴力団の活動に関係するおそれのある事業について、これらの規則等の規定整備を行うこととしており、4月1日の施行に向けまして、順次改正を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 先日私も所属しております、建設水道常任委員会でも一定、私も質問させていただいてはきたんですけども、暴力団を排除するということについては、私も必要だというふうに思いますので、条例を制定するということについて、特に反対するものでもないんですけども、やっぱりその時にも、

先日もお尋ねしましたが、行為を規制するものであるというふうに町はね、見解を示してもらいましたが、これ個人を規制するとか、あるいは住民の権利が侵害されるとかということにならないようにね、運用には十分気をつけてほしいなというふうに思うんです。先日もテレビ見ていますとね、住民さんの中でも特に事業者さんであったりして、郵便物を受け付けないとか、あとアパートなんかでね、部屋借りたと言ってきた時に、明らかに暴力団としてする場合はだめやということですけども、これが暴力団員だとわかっている人とか、ここには暴力団員じゃなくなっから5年間というふうに書いてますけども、その辺のところの判断とかです。ね、住民さんもこれ個人で対応しないといけないということにもなりますので、その辺の難しさあるのかなというふうに思うのですが。県の方でねこういう条例がつけられたということで、斑鳩町でもこういう意思を示すということで、条例として制定されるのかなというふうに思うんですが、町内で起こりうるそうした問題について、今想定されているようなことはあったのなら、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。

総務部長 個人の暴力団に対応することにつきましては、特段今想定しているところはございません。また、そのつど、この条例が施行されまして、警察と連携をとりながら、住民の方からご相談があった場合には真剣に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

木澤委員 重々ですね、個々、後々制定したのちに起こってくる問題に対しても、そういう形で慎重にね、警察とも連携を取りながら対応していただいて、特にやっぱり最初に言いましたが、住民さんの権利が侵害されることのないように、運用については気をつけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、（３）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは、体育指導委員の名称変更に伴うもので、４番目の各課報告事項の（３）斑鳩町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、（４）斑鳩町体育指導委員の服務に関する規則の一部を改正する規則について、また、（５）すこやか斑鳩・スポーツセンター開放事業要綱の一部を改正する要綱につきましても体育指導委員の名称変更に伴うものでございますので、一括して理事者の説明を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

１２月定例会の付議予定議案の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各課報告事項の（３）斑鳩町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、（４）の斑鳩町体育指導委員の服務に関する規則の一部を改正する規則について、及び（５）のすこやか斑鳩・スポーツセンター開放事業要綱の一部を改正する要綱についてにつきましては、スポーツ振興法が全部改正されスポーツ基本法が施行され、法の名称とともに体育指導委員がスポーツ推進委員に改正されましたので、その文言を整理するものであります。

まず、スポーツ振興法の全部改正につきまして、改正理由の概要を説明させていただきます。昭和３６年に制定されたスポーツ振興法は、わが国のスポーツの発展に大きく貢献してきましたが、制定から５０年を経過する中でスポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツをめぐる状況は大きく変化しており、こうした状況を踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和のある発展に寄与するため、スポーツ振興法の定める施策を充実させつつ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本と

なる事項を定めたスポーツ基本法が施行されました。

それでは資料4をお願いいたします。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、2枚目の新旧対照表をご確認いただけますでしょうか。条例の別表29の体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものであります。

次に資料8をお願いいたします。斑鳩町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきましても、2枚目の新旧対照表をご確認いただけますでしょうか。第4条の社会体育係の第4号中の体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものであります。

次に資料9をお願いいたします。斑鳩町体育指導委員の服務に関する規則の一部を改正する規則については、題名中の体育指導委員をスポーツ推進委員に、また、第1条の目的をこの規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員(以下「推進委員」という。)の職務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。そして第2条、第3条、第4条及び第5条中の指導委員を推進委員に改めるものであります。

次に資料10をお願いいたします。すこやか斑鳩・スポーツセンター開放事業要綱の一部を改正する要綱につきましても、第7その他の第1号中の体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものであります。

以上、簡単ではありますが、12月定例会の付議予定議案の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各課報告事項の(3)斑鳩町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、(4)の斑鳩町体育指導委員の服務に関する規則の一部を改正する規則について、及び(5)のすこやか斑鳩・スポーツセンター開放事業要綱の一部を改正する要綱についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、（４）斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、（４）斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。その改正内容につきまして、資料５の最終ページの要旨をもってご説明させていただきます。

資料５の最終ページの要旨をご覧ください。

障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）の一部改正に伴い、改正前の障害者自立支援法の条項を引用している本条例の整理を行うものであります。

改正内容につきましては、本条例第９条の２第１項第２号中、障害者自立支援法の引用条項である「第５条第１２項」を「第５条第１３項」に、「同条第６項」を「同条第７項」に改めるものであります。

また、施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成２３年１０月１日から適用することとしております。

以上で、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 ないようでしたら、以上、１２月定例会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、４．各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、（１）斑鳩町地域集会所施設整備補助金交付要綱の見直しについて、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項、（１）斑鳩町地域集会所施設整備補助金交付

要綱の見直しについてご説明を申し上げます。

斑鳩町地域集会所施設整備費補助金につきましては、地域住民のコミュニティ活動の推進に欠かせないものであり、当総務常任委員会委員会等においても制度の拡充等についてご意見・ご質問をいただき、検討を重ねてまいりました。

地域集会所につきましては、築30年以上のものが多くあり、集会所の建て替えやリフォーム等が必要となっており、集会所施設の整備には多くの費用がかかることから、各自治会においては資金面で苦慮されている実態がございます。

県内各市町村の状況を調査するなかで、当町の現行の補助制度は充実した内容となっているものの、今後ますます進む少子・高齢化に伴い、地域のコミュニティ活動をさらに充実させる必要があることから、その拠点施設の整備をより一層推進するため、地域集会所施設整備費補助金の見直しを行うものであります。

お配りをいたしております資料の6をご覧ください。補助対象として、土地、建物、備品の区分ごとに現状と見直し案をお示ししております。表の下段の見直し案の欄をご覧ください。見直しの1点目は補助率、限度額の引き上げについてであります。土地及び建物のすべての項目につきまして、補助率を現状の2分の1から3分の2以内に引き上げるとともに、土地と建物の新築及び既存建物の購入については、補助金の限度額を1,500万円から2,000万円に引き上げるものであります。次に見直しの2点目は備品についてであります。自治会員の高齢化等により集会所時に利用しやすい椅子への需要が高まっていることなど、備品購入に対する補助制度の充実が求められていることから、施設に必要な備品についても補助対象とし、品目については、机、椅子、テレビ、冷蔵庫の購入に対して、補助金の交付を行うこととし、5万円以上の備品購入に適用することとし、補助率は備品購入の3分の2以内、補助限度額を70万円としております。これらの補助制度の拡充により、地域単位の活動拠点の充実がさらに図れるものと考えております。

なお、この補助制度の見直しにつきましては、平成24年4月1日の施行を予定しております。補助金交付要綱に基づく集会所施設整備計画は、通

常事業予定の前年の10月末までに提出することを条件としておりますが、平成24年度で補助事業をされる自治会につきましては、制度改正の周知と自治会の検討期間が必要であることから、今回は平成24年6月末まで受付をさせていただき、当初予算で対応できない分につきましては、9月補正にて対応させていただきたいというふうに考えております。

また、この委員会でご了承をいただきましたならば、要綱を改正し、自治会に制度改正の周知を図っていきたくと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。以上説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 非常に評価できるものであるというふうに思います。今、自治会の方にも周知していただけるということですが、特にやっぱり趣旨をね、全町民さんの的にも理解していただくべきかなというふうに思いますので、また広報活動よろしくお願ひします。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今、木澤委員も言われましたように、やはり今の情勢において、これが一番妥当かなとは思いますが。引き下げ率、金額においても、妥当な値なのかどうかというのはわかりませんが、今後実施していくうえにおいて、呼び水になっていくかなと思います。また、地域の方の高齢化と、また障がい者に対しての配慮した改造ということでも、提起されてます。

今回は特にやはり備品がこういう形で出てきたというのがいいかなと思います。私1点提案といたしまして、机、いす、テレビ、冷蔵庫という形で、一般的な備品の種類が出てきていると思うんですけども、やはり今後高齢者、障がい者に対しての、そういった備品がまだあるのではないかなと、ふと思っているんですけども、そういった形の中でも、今後配慮いただきたいなと思うんです。今、取り立ててこれとかいうんじゃないしに、高齢化が進む中、こういった高齢者、障がい者がやっぱりこういった集会

所に集しやすい整備をされているということが、大事になってきますので、そういったものの目的もやはり加味しながら、今後そういった充実に努めていただきたいと思います。要望として申しあげておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと1つだけお聞きしたいんですけど、補償のなくなった地域なんですけどもね、ここでもしまた集会所建ててなった時に、その時はこの条例は適用するんですか。それとも全部補償で建ててるんですかね。その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長 小城町長。

町長 補償というのは一応一定の関係等ございます。公民館等はだいたい補償でされていますから、今後そういう状況っていうのがごみ焼却場についてもやっぱりクリアしていかなかったら、いつまでも続くっていうことはこれはもう限界があると思います。

そういう関係等については公民館がほぼ出来上がっている状況でございますから、今後の補償の中に公民館を入れるかというのは、これはもうありえん話でございますから、これはもう当面公民館が現状どおり運営されていく中で、十分機能を果たしておると思っております。

委員長 結構ですか。他にございませんか。 嶋田議長。

議長 1点だけちょっとお考えいただきたいことあるんですけども。自治会が自治会館を建てられると、土地購入して建てられると、補助はその支払いが終わった後に、その領収書をもって補助金いただけるような、今システムになっていると思うんですけども。自治会が例えば4千万かかると、そしたら自治会がその4千万を丸々都合するのはちょっと不可能なことなので、金融機関等に融資を申し込まれて、支払いをされると、地縁団体であればね、金融機関も貸してくれはるかわかれへんけども、ただ単なる自治

会名義では恐らく金融機関の方も融資をしていただけないと。そうしたら、補助金来るのはわかってるねんけども、支払いに困るからちょっと躊躇しますというふうなことも過去にはあった自治会、聞いております。そこらへんのシステムの変更ですね、また多少なりとも考えていただければどうかと思いますので、これは要望にとどめておきます。

委員長 他に、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと暫時休憩させていただきます。

(午前9時58分 休憩)

(午前9時59分 再開)

委員長 再開いたします。この斑鳩町地域集会所施設整備補助金要綱について、この案については報告について、総務常任委員会として了承させていただくというようなことで、よろしく願いいたします。

10時20分まで休憩いたします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(2) 台風12号に係る災害支援について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 台風12号に係る災害支援についてご報告申しあげます。

今年9月初めの台風12号がもたらしました記録的な豪雨により、奈良県南部等各地で人的被害や家屋倒壊等の被害が発生いたしました。当町におきましては、この災害により被災されました方々に出来る限りの支援を

してきたところでございます。これらの支援の状況につきまして、ご報告させていただきます。お配りいたしております資料7をご覧ください。

ひとつ目として、災害発生当初から義援金・支援金の受付のため、役場庁舎内及び公民館等の出先機関並びにイベント会場等におきまして義援箱・支援箱の設置を行い、住民皆様方等から義援金・支援金を募集するとともに、町職員に対しましても、その協力をお願いいたしており、平成23年11月18日現在、日本赤十字社への義捐金として、131,389円、奈良県内被災市町村への支援金として、600,000円の受付をさせていただいており、全額送金させていただいております。

次に、2つ目として、台風12号により被災した市町村の復旧・復興を支援するため、奈良県・奈良県市長会及び奈良県町村会からの人的支援要請も受け、(1)水道事業支援として、十津川村へ上水道の復旧・敷設等のため9月22日から11月2日まで、延べ42日間、水道技術職員を派遣しております。また(2)土木事業支援として、同じく十津川村へ村道の復旧事業等のため、10月11日から10月21日まで、延べ11日間、土木技術職員を派遣しております。また(3)保健活動支援として、野迫川村へ被災者の保健相談・健康チェック・避難所の衛生管理等のため、10月26日から10月28日まで、延べ3日間、保健師を派遣いたしております。

次に、3つ目といたしまして、奈良県災害ボランティア活動の周知・啓発についてであります。奈良県災害ボランティア本部によるボランティア活動の募集に対し、その活動内容及びボランティア休暇について職員に周知し、積極的な参加の呼びかけを行ったところ、休日を利用して2名の職員が参加いたしました。

被災地への職員派遣及びボランティア活動につきましては、被災地の現状及び復旧・復興状況を直接経験することにより、今後の当町における防災・災害に関する事務に生かしていけるものであると期待しております。

なお、今後も奈良県及び関係機関と連携をとりながら、職員派遣等できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 台風12号に係る災害支援ということで本当にご苦労様でございます。いろいろな支援という形でしていただきまして、今後奈良県との調整の中でしていただくということなんですけども、今後の予定としてそういった計画というのが、今現在あるんですかね、ちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長 現在、奈良県とですね、調整を行いながら職員派遣等の期間等については調整を行っているところでございますが、現在のところ斑鳩町に対しての要請はございません。

委員長 ほかにございませんか。ちょっと私の方からお聞きしたいんですが、最初の1の義援金・支援金ですねけど、(2)の支援金の方きれいな数字になってるんですが、これは皆さんの募金でされたんですか、それともこれは町の公のお金で考えさしていただいたら、どちらになっておるんでしょうか。

総務課長 これはすべて募金でございます。今まで各事業、町が行いますイベントとか、また、いかるがホールでのイベントの中で、募金活動をしてまいりまして、その集まったお金でございます。なお端数につきましては、町職員からの募金を募ったところでございまして、その職員の募金の金額で調整をさせていただいております。以上です。

委員長 わかりました。他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)斑鳩町立青少年野外活動センターについて、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

各課報告事項の（６）斑鳩町立青少年野外活動センターについてご説明
申しあげます。

斑鳩町立青少年野外活動センターの今後の運営のあり方につきまして、
主な利用者団体であります斑鳩町子ども会連絡協議会及び最近まで利用し
ていただいておりますボーイスカウトの意見を確認いたしましたところ、
斑鳩町子ども会連絡協議会としては継続して使用したいとのことであり、
ボーイスカウトとしましては進入路が崩落を繰り返しているために事故が
心配なことと、野外活動をするには不便なことなどから、現状では存続の
必要はないが、利便性が高く、誰もが利用しやすい場所に移設を要望する
とのことでありました。

１０月７日開催の社会教育委員会では、こうした各団体も紹介した上で、
委員皆様から、ご意見を伺ったところ、安全面を配慮しながら存続してい
ただきたいという意見もありましたが、大半の委員は今のままでは危険だ
ということから、安全・安心して利用できる施設にという意見と、また、
他の施設を利用される際に公費で補助をすればよいというご意見でありま
した。

以上の経緯について、１０月１３日及び１１月１０日開催の教育委員会
に報告する中で、各教育委員のご意見をお伺いしたところ、青少年の健全
な育成ということを考えれば、野外活動センターは必要であり、現在の場
所は大雨時などの使用は危険性があることから、他の場所へ移転を考える
べきであるが、新たな整備についてはかなりの予算がかかることと、また
整備後の維持管理にも相当の予算が予想されることから、教育委員会とし
ては国立曾爾青少年自然の家や奈良県立野外活動センターあるいは大和郡
山市立少年自然の家といった他の施設を利用していただき、その費用の一
部を町が補助することで意見集約をいただきました。

これに基づきまして、今後、補助金の支出に関する要綱を整理してまい
りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたし

ます。 木澤委員。

生涯学習
課長 いろいろな団体、また教育委員会等でもそうしたご意見が出ている中で、安全面から考えて、今の現状の町の施設というのは、なかなか存続するのは難しいのかなということについてはね、まあ理解はするんですけども。ただ、そうした施設を使いたいという声、新たに移転してほしいと、町として施設を新たに造ってほしいと、移転も含めてというと、近隣の県とか国の施設を使うという方向で、今検討は町はされているということですけども。県なんかでも、こうした野外活動センターについては廃止をしていくということとはね、この間出されてきて、今、斑鳩町の町民の方が利用しようと思うと、近くで言うと距離的にどれぐらいのところにあって、そんな頻繁に利用しやすいものなのかなと。廃止をしようとしているその動向についても含めてちょっとお尋ねをしておきたいなというふうに思うんですけども。

委員長 清水教育長。

教育長 県の施設も廃止の方向というご意見でございます。今、私どもがうけたまわっておる段階におきましてはですね、確かにそうした議論があるというふうには聞いておりますが、何年にどうするとい具体的なことにはなっていないということでございます。町のほうが、先ほど課長から説明を申しましたように、独自でつくるといことになりますと、相当の金額がかかってくると、当然のことでございますけども。今後におきましてもその施設を維持するために、今以上の予算が当然必要になってくるだろうということ、それならば、今ある国の施設、県の施設、あるいは近隣の施設を利用していただく中ですね、今まででしたら、例えば今一番多く使っているのは、町子ども会連絡協議会でございますけども、その団体については新たに補助金を出すといってもですね、今以上の金額を出していただくことにはなるわけでございますけども、他のボーイスカウト、また他のそういった青少年を育成していく団体がですね、今うちの野外活動センターの施設を利用せずに、他の施設を利用していただくという状況

があるわけでございまして、そういった団体につきましては、一定の補助金が入るということで、今よりは活動が活発になるのかな、助かってくるのかなというふうにも、考えておりました、またそういった県内の施設が、例えば廃止する方向になるとすればですね、町としてもそうしたことについては、青少年健全育成ということで、県全体でね、必要になるんじゃないかということで、存続をしていただきたい旨の意見を申しあげてまいりたいというふうに考えております。

もう1点お尋ねの一番近隣でどこだということでございますが、ご存知のように郡山矢田自然青少年の家が一番近くでございます。国立曽爾少年自然の家でありましても、吐山にあります県の施設でありましても、バスで1時間程度でございます。

木澤委員 私も前のがけ崩れですね。崩落があつてから、今、存続の問題が出てますよということで、町内の、特に子育てをされている方にいろいろお話を聞いてみると、そもそも今の、他町から入ってきた方なんかも、いろいろ若い方という人が多いですから、そこに野外活動センターが町立であるということをもっと知らない方がいて、やっぱりそういう施設というのは、子どもの教育をする中で、子どもと一緒に野外活動をしたいということで、利用したいという声はやっぱりあるんです。今一番近いところで、郡山の自然のちょっと名称出てきませんが、あそこですということですが、曽爾の方ですと、例えば一定の規模があつて、小学校等で利用できるのかなというのがありますけど、郡山の施設なんかで言うと、規模はどういうふうになっているんですかね。

生涯学習課長 今おっしゃってます郡山市立少年自然の家の規模につきましては、収容人員等は把握しておりませんが、宿泊で220名、ロッジで50名、テントで38名ということで、定員のほうを把握しております。

木澤委員 そうすれば、例えば小学校がひとつ利用しようと思つても、一定の利用はできるのかなというふうにお聞きしてて理解はするんですけども。今後、県の動向なんかも見る中で、例えば県の施設が廃止されるということにな

ると、少年自然の家なんかも非常に混んでくるかなという中で、町民の皆さんも利用しづらい状況もでてくるかなということはね、一定想定はできますんで、県のほうに対して、今の県の施設の維持とともにですね、さらにやっぱり町民の皆さんで身近に利用していただけるような施設がつかれないのかというのも、国や県と相談する中で、補助金も活用できるようにしたら、なるべく町の負担も少ない形ですね、今後、新設等についても検討をね、やっぱりしていただきたいなとうふうに思いますんで、できるだけ利用者の皆さん、町民の皆さんの要望にお答えできるような形で、今後検討していただきたいというふうに思います。

委員長 要望で結構ですね。ほかにございませつか。 飯高委員。

飯高委員 これにつきましては、やはり、まず第1番目には理事者言われましたように、安全の担保というのは必要になってくるというのは、これは当然やと思います。こないだも視察しまして、ああいう現状を見ますと今後やっぱり危険な状態が悪化していくということは、想定で考えられるということです。他の団体、使用されている中でも、安全面の確保をしていただいて存続をとという声もありますけども、やはり今の経済情勢から言いますと、厳しいかな、実際にまたそういったひとつの施設をつくっていくというのも、実際どれだけそしたらかかるんやということも、今、木澤委員さんが言われましたように、具体的にやっぱり進めていく、やっぱり親にしてみたらそういった活動センターがあつて、また身近にあるということに対しては、育成に対してのこれから大事かなと思ううえにおいて、やっぱり住民の方にちゃんとこちらが提示していつて、これはどうなんやということをおかりやすく、やっぱり提示していつていくことによって、ご理解を得て、また次に進めていつていくというのが、本意かなと思いますんで、その辺を十分協力していつていただいね、その辺をちゃんとおさめていつていただきたいと思いつます。要望しておきまつます、以上です。

委員長 要望でけつこうですか。

飯高委員 はい。

委員長 他にございませんか。

ないようでしたらちょっと私お聞きしたいんですけども、今後他の施設を使われる時に、補助ということを考えていただいていると、考えていくという説明があったんですけども、やはりできるだけ負担のないように、ひとつお願いしたいということ、それとこれあとあの施設をどうするか、今のところ考えておられるのかどうか、ちょっとそのあたりもお願いしたいんですが。 清水教育長。

教育長 今現在の施設をどう使うかということでございます。なにせ閉める理由が安全性を確保できるかということでございますので、不特定多数の方が利用される施設という利用にはならないだろうという考えでございます。となりますと、町の方で、例えばそうした貯蔵所っていうんですか、あるものを、資料を、今建物置いてございますので、それを一時的にですね、使用させていただくということになるのかな、あと維持管理としてはですね、当然、下の里道を利用される方もおられますんで、田畑を持っている方もおられますので、その周辺の草刈等については今後も費用が発生してくるわけでございますけども、ちょっと期間をいただきましてですね、今後の利用については考えてまいりたいと思いますが、教育委員会の方では、今すぐにはございませんけども、将来的に、やっぱりそういったせっかくある自然を生かす中でですね、法隆寺の裏山の自然をどういうふうを活用していくのかということでハイキングコース等々も想定できるのではないかとということもご意見として伺いしております。その中で、ちょうど今、野外活動センターがある場所をですね、一定の広さもございますので、一時の休憩所的なものにも、将来的にですよ、そういったことも考えられるのかなというふうには考えておりますが、今現在のところ、これといった利用法については、ちょっとお時間いただきたいというふうに考えております。

委員長 わかりました。もうひとつやはりこれ斑鳩町の子ども達にとって、この

野外活動というのは非常に必要性というのは、今までこの施設もそれだけの必要性の元で活用してきたというような流れがございますので、もし、木澤委員ちょっとおっしゃられたように、非常に予約を取るのが、他の施設が困難になってきたとか、いうふうなことがもし発生したとするような状況がありましたら、やっぱり移転、また町内で考えていただければという思いを私自身は持っています。またこれは要望でよろしく願いいたします。 木澤委員。

木澤委員 町子連の皆さんの利用の仕方っていうのはね、ボーイスカウトみたいに一定規模のある団体さんとまたちょっと違うのかなと思って、僕も実態をよく知りませんので、町子連の皆さんどういう利用の仕方されていたのかだけちょっとお尋ねしていいですか。

委員長 小城町長。

町 長 町子連といたしましても、こないだ8月6日に「キャンプだホイ」ということで、われわれ議員さんにもご案内をさしあげられて、中西議員とか、辻議員さんとか、何人かの議員さんはおみえいただたと思います。だいたい町子連としても年1回か2回しか利用していないと思いますし、やっぱり曾爾国立自然の家があそこが当たればそこへ行きたいし、なんでも一緒に結局ボーイスカウトでも、飯島のところでですね、今年もキャンプをしますし、平常は東洋シールの横のところで、ボーイスカウトはやっておられますし、いろんな心遣いというか、いろんな点はあると思います。だから皆さん方がおっしゃっていただくように、今の現状から考えますと、あの場所はやっぱり安全を確保するのは無理やと、今、教育長おっしゃったように、これから協議をしながらですね、あの場所を使うとしても、なかなか雨が降ったらどろどろでございましてですね、今プレハブがあのでいいのか悪いのか、そのことも考えんと、あこあるよってに使うねんということではなしに、やっぱり整理するものは整理していかんと、やっぱり皆さん方が来られてですね、ちょっと休憩しようかと、雨宿りしようかとなってしまったらまたあれですから。やっぱりそのところは十分安全

と安心を確保するためには考えていかなかったら、やっぱりキャンプ場というのはなかなか瞬間的なことがございますからね、やっぱり危険度が高い、そういうことも踏まえてやっぱりこと考えんと、町子連さんも毎年、恐らく国立曽爾自然の家も行っておられると思います。町である中で、白石畑のあのごみ処理場の横のところを利用されていると思いますけども、ホリディ学園と、それから町子連と、ボーイスカウトとか、年5, 6回、期間中にですね、そういう点を考えたら飯高委員おっしゃるようなあの場所でええか悪いかと、こないだも中西議員らと話していたら、やっぱりあのところは雨が降ったらですね、大変なことになるし、昔はまむしとか蛇が出ましたけども、今はそういう点ではやっぱり注意もせないけませんけども、そういう状況ですから、今、伴議員がおっしゃるように、別の場所をどういくかということも、これは教育委員会もこれからの議論の中でですね、できるだけ負担のかからないように、大和郡山とかあるいは都祁とか、あるいは国立少年自然の家を使っただくと、そして負担を、予算を組んでですね、できるだけ負担のかからない補助をしていくということが一番大事ではないかなと思っております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(7)平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料11をご覧くださいませでしょうか。この資料は、一般会計補正予算(第4号)につきましての全体に係る歳入・歳出総括表(案)となっております。このうち、総務常任委員会が所管されます補正につきましてご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ2, 121万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ82億6, 572万7千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第9款 地方特例交付金では、児童手当及び子ども手当特例交付金で、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の成立に伴い、この法律に基づく10月以降の子ども手当の支給に係る分について、変更決定されたことから、502万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、第10款 地方交付税では、普通交付税で、地方特例交付金と同様の理由により、子ども手当での支給に係る基準財政需要額（社会福祉費）及び子ども手当特例交付金に係る基準財政収入額（児童手当及び子ども手当特例交付金）の増額に伴い、普通交付税の再算定が行われたことから、32万1千円の減額補正をお願いしております。

次に、第17款 寄附金では、ふるさと納税として、教育費寄附金に11万円、福祉費寄附金に5万円のご寄附をいただいたことから、あわせて16万円の増額補正をお願いしております。

これら寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿って、教育費寄附金は、学校教育と文化財の発掘調査に充当させていただくとともに、福祉費寄附金については、福祉基金に積み立てをさせていただくこととしております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算では、今年度人事院勧告、共済組合の負担率の改定、及び今年4月の人事異動等に伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。本来ならば、11月28日の臨時議会に上程いたします給与条例の改正と一緒に人件費の補正予算となるところではございますが、給与調整の金額につきましては、減額補正となることから、今回、他の予算補正と一緒に12月定例会に上程させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、第1款 議会費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額432万3千円の減額補正をお願いしております。

次に、第2款 総務費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額450万9千円の増額補正と、一般管理費の臨時職員の雇用で、育児休業・病気休暇等に係る臨時職員の雇用が当初見込みを上回ることから、臨時職員賃金等487万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費では、社会福祉総務費の福祉基金への積立で、福祉基金にいただいた寄附金5万円の基金積立てをお願いしております。

次に、第8款 消防費では、時間外勤務手当の増加による人件費所要額5万円の増額補正と、非常備消防費の消防団の運営で、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応により、平成23年度に限って掛金の追加負担が生じることから、228万円の増額補正をお願いしております。

次に、第9款 教育費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額841万2千円の減額補正をお願いしております。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として1,706万6千円を充当させていただき補正をお願いしております。

以上で、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 人勧にかかわるとこの影響額ということで、それぞれの項目のところであげていただいているんですが、先ほどお聞きしたところでは、全体で157万6千円ですね、ということで、育児休暇等の関係とか、いろいろ入ってはきているんですけども、これ単純に人勧の分で人件費を除く事務費っていうのがあるんですけども、どれぐらいかかるんですかね。わかりますかね。わかればでいいんですけども。

総務部長 人件費の関係からちょっと申させていただきますと、先ほど人事院勧告に伴いましては、157万6千円の減と、あと人事異動による人件費の異

動がございまして、これが2, 178万3千円の減になっております。また、時間外勤務等、各種負担金、共済組合の負担金の関係が117万3千円の増となっております。そうしたものを、差し引きいたしますと、人件費全体では、人事院勧告もあわせまして、1, 485万6千円の減額補正になります。すなわちこの補正額がマイナス2, 121万4千円でございますので、そこに今申しあげました約1, 500万程の補正額が減になりますので、合わせましたら3, 600万円ぐらいの事務費の補正予算になるのかなと、こういうことになると思います。

木澤委員 ちょっと私の質問が悪かったかもしれませんが、人勧の関係でそれを反映させようと思う時に係る事務費だけ。

総務部長 すみません。人事院勧告の作業をする事務費ということでございますが、それは通常の事務の中に入ってきますので、それだけでどのぐらいあるのかというのはちょっとわかりません。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、他に理事者側から報告しておくことはございせんか。 面巻企画財政課長。

企画財政 企画財政課から1点ご報告をさせていただきます。

課長 斑鳩町行政改革推進委員の委員につきましてご報告をさせていただきます。

本町では、これまでもさまざまな手法を活用しながら行政改革を実施することで、行政サービスの維持向上に努めてまいりましたが、平成14年12月に策定した前大綱である第3次斑鳩町行政改革大綱が平成22年度をもって終了いたしました。

そうしたことから、社会経済情勢の変化に対応した効率的な町政運営の

実現を図るため、その基本指針となる第4次斑鳩町行政改革大綱の策定してまいります。

このたび、新行政改革大綱の策定に向けて、行政改革推進委員会委員の任命の準備が整いましたことから、ご報告をさせていただくものでございます。行政改革推進委員会委員につきましては、斑鳩町行政改革推進委員会設置条例によりまして、7名以内と定められております。

そうしたことから、町では、さまざまな立場やあるいは、さまざまな角度からご意見をいただけるように、専門的な視点はもちろんのこと、第4次斑鳩町総合計画との整合性や町民皆さまのご意見を反映させるとともに、町民との協働の推進を図るため、公募による募集も行い、学識経験者5名、一般公募2名の委員構成となっております。

学識経験者委員として、奈良県立大学教授であります麻生憲一氏、斑鳩町土地開発公社監事であります岡田義治氏、まちづくり斑鳩太子塾塾生であります奥村もえ氏、弁護士であります中西達也氏、技術士であります平林威久子氏、一般公募委員として北野雅一氏、盛岡信彦氏にお願いをしているところでございます。

以上で、斑鳩町行政改革推進委員会委員につきましてのご報告をさせていただきます。

委員長 この報告に対して何かございましたらお受けいたしますが、ございませんか

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
黒崎総務課長。

総務課長 総務課から1点ございます。職員採用試験の二次試験の実施についてであります。9月18日に一次試験を実施し、一般事務職では32名、土木技術職では2人、保健師では4名、保育士では6名、司書では54名、計98名を一次試験の合格者といたしました。

二次試験につきましては、10月30日に実施し、一般事務職では14名、土木技術職では0名、保健師では3名、保育士では4名、司書では3名、計24名を二次試験の合格者といたしました。二次試験の試験内容につきましては、論文試験と昨年度から導入いたしております集団討論を実施いたしました。また、論文試験の採点につきましては、外部専門機関へ採点を委託いたしまして、より一層の公正性、透明性を確保したところでございます。

なお、三次試験については、12月3日に実施を予定しております。以上、職員採用試験の二次試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 今の報告に対して何かお聞きしたいことがあればお受けいたしますが。

(な し)

委員長 ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については終わります。続いて、5. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については、これをもって終わります。以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 委員皆さんには早朝から終始熱心にご審議賜りまして、ありがとうございました。特に、斑鳩町における歴史的史跡等の関係等については、委員から出てましたように、藤ノ木古墳の展示をやっております関係等についての人數把握等は12月中の委員会でもたご報告をさせていただきたいと思ひます。

 あと11月の臨時議会の付議予定議案の関係で、職員の給与に関する条例等の関係等については、いろいろとご意見もございませけれども、一応人事院勧告に従って、議会を開いていただく、議長に対してお願いをし、臨時会を開いていただくということでございませ。あと、12月5日から開かれる予定の12月定例議会等については暴力団排除条例、あるいは特別職の職員の非常勤のものゝ報酬とか、あるいは斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、をよろしくお願ひしたいと思ひませ。

 また各課報告事項については、いろいろと地域集会所施設整備補助金の関係、特に出てまいりましたのは、備品の関係等について、障がい者・高齢者等について、どういふ形を取るのかというご要望、あるいはまたこの3千万か4千万ぐらゝの建物を、新たに補助なしで建てる場合は一時的な町からお金が借りれないのか、そういうことも研究してほしゝということでもたごございました。あとは野外活動センターについても、特に町としてもできるだけ58年ぐらゝからやってまいりました野外活動センターでもたごございませけれども、今現状を考えませると、利用者の関係等についても少ない中で、これ以上危険をさらすことについては、やっぱり安全を確保するためには、どうしても廃止をせざるをえないということでもた結論が出たわけでもたございませ。今後については、またいろいろご意見等、ご要望の中でいろんなことを考えてまいりたいと思ひませ。また、教育委員会としても、いろんな勉強会等を通じてですな、一定の方向づけといふか、そういうものについて審議をお願ひませ。

あといろいろとございましたけども、行政改革推進委員とか、あるいはまた職員採用試験の関係等について2次試験、3次試験が12月3日ということでございます。そういうことにつきましても、いろいろとご報告等もございましたけども、今後ひとつ皆様方の温かいご支援、ご協力をお願いいたしまして、本日の総務委員会ありがとうございました。

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時59分 閉会)